

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する府省庁からの回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	再検討要請に対する府省庁からの回答
随時29-018	島根県	水草の堆肥再生 処理特区	<p>宍道湖及びその周辺河川では7～9月にかけて水草が繁茂し、管理者（国田市）が回収・処理にあっている。回収した水草は、一般廃棄物に該当するため市の焼却施設や最終処分場で焼却・埋立しているが、多量に発生した場合、これらの施設では処理しきれないため、回収できないまま繁茂・腐敗し、悪臭を伴って環境や景観の悪化を招いている。</p> <p>このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく再生利用認定制度の対象に水草を加え、堆肥再生を行う民間施設（産業廃棄物処理施設等）で処理できるよう施設設置及び処分業の許可手続きの規制を緩和し、水草の再生利用を促進することにより、周辺環境や景観の保全並びに産業振興を図っていく。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律における再生利用認定制度において、対象となる廃棄物は環境省告示で指定されており、この中に水草は含まれていない。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8、第15条の4の2</p>	<p>構造改革特別区域計画の認定制度において、水草を再生利用認定制度の対象に加え、本県に特別区域を設けたうえで水草の堆肥再生を可能とする措置を講じていただきたい。</p>	環境省	<p>再生利用認定制度の対象となる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第6条の2に規定されており、通常の保管状態の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによってその生活環境の保全上支障が生じるおそれがあるものについては、対象とならない（同条3号）。</p> <p>なお、御提案の事業については、施行規則第2条の3第1号に基づく市町村の委託や、施行規則第2条の3第2号に基づく再生利用指定制度により、一般廃棄物処分業の許可が不要となる制度の活用を検討いただきたい。</p> <p>許可申請にあたっては同条第3項の規定による環境影響調査書を添付する必要があり、数か月から1年程度の期間と数百万円程度の経費を要する。</p> <p>民間事業者にとって水草の堆肥再生を行うにあたり一般廃棄物処理施設の許可を取得することは、手続きに多大な労力を要するうえ、採算性に乏しいため大きな障壁となっている。</p>	<p>再生利用認定制度において、廃木材は容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じたものに限り、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域に限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第6条の2（再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物）に規定する環境省告示（平成9年厚生省告示第258号）により再生利用の対象物として指定されている。</p> <p>水草についても適切な腐敗防止・臭気対策を講じた場合には対象となりうると思料され、対象物として認めていただきたい。</p> <p>なお、水草の腐敗防止・臭気対策については、適切な水切りや乾燥管理等を行うことにより対処可能と考えている。具体的には、県において近隣住民等に支障のない仮置場を選定し、回収業者が適正な乾燥処理や管理を行った上で県内の堆肥化施設に搬入し処理する。</p> <p>県内には民間の産業廃棄物処理施設としての堆肥再生施設が複数存在し、水草の受入れについて協力が得られる見込みではあるが、水草は一般廃棄物に分類され、水草を受入れるためには廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可を受ける必要がある。</p> <p>許可申請にあたっては同条第3項の規定による環境影響調査書を添付する必要があり、数か月から1年程度の期間と数百万円程度の経費を要する。</p> <p>民間事業者にとって水草の堆肥再生を行うにあたり一般廃棄物処理施設の許可を取得することは、手続きに多大な労力を要するうえ、採算性に乏しいため大きな障壁となっている。</p>	環境省	<p>水草については、廃木材と比較して一般的に含水率が相当程度高いため、比較的簡易に除湿等の措置が可能な廃木材とは異なり、通常の保管状態の下で容易に腐敗する等その性状が変化することによってその生活環境の保全上支障が生じる可能性が高い。実際に、腐敗や悪臭が問題となっていることから、容易に腐敗することや既に腐敗し悪臭を発生している水草が回収されること等が想定されることから、水草を対象にすることは難しいと考える。</p> <p>なお、一般廃棄物処理施設の設置許可については都道府県知事の権限となっており、加えて、再生利用認定制度により認定を受ける施設を設置しようとする場合、一般廃棄物処理施設の設置許可と同様に、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正に配慮されたものであることが求められる。</p> <p>従って、以前の回答で述べたとおり、御提案の事業については、施行規則第2条の3第1号に基づく市町村の委託や、施行規則第2条の3第2号に基づく市町村長の指定（再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみを業として行う者）により、一般廃棄物処分業の許可を要しない場合があるのでこの規定の活用をまず検討いただきたい。</p>